

「新型コロナウイルス感染予防対策支援事業」実施要項

1. 目的

新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の感染急拡大により影響を受けている会員事業所が、事業を継続していく上で必要な感染予防対策の取り組みを支援します。

2. 補助対象者

笠間市商工会員限定とします。

3. 補助対象期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）まで

※補助対象期間内に購入されたものであれば補助対象とします。

4. 補助対象経費

事業を継続していく上で必要な感染予防対策の経費であり、笠間市内の店舗又は事業者で購入された補助対象経費①～⑤を対象とします。但し、オンラインでの購入は不可とします。

①	消毒費用	消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射器等）の購入費用、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費 等
②	マスク費用	マスク・ゴーグル・フェイスシールド等の購入費 等
③	飛沫対策費用	アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費、パーティション取付型会話アシストシステム 等
④	換気費用	換気設備（換気扇、空気清浄機、エアコン）の購入費及び施工費 等 ※エアコンについては、換気機能又は除菌機能を備えたものに限る。
⑤	衛生管理費用	加湿器、非接触型体温計・サーモカメラ・ペーパータオル・使い捨て手袋の購入費・二酸化炭素濃度測定器 等

※①～⑤複数の組み合わせも可

＜市外購入・オンライン購入でも以下の商品は補助対象とします。＞

非接触型体温計、サーモカメラ、二酸化炭素濃度測定器、パーティション取付型会話アシストシステム

5. 補助金の交付額及び限度額

5万円を限度とします。

※補助対象経費は税抜価格の2/3以内を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※申請は1会員1回限り。但し、予算額900万円に達し次第、受付終了とします。

注意: 当該補助対象経費を国や県又は市の同様の補助金等の交付を受けようとする場合（又は受けた場合）は、補助対象外とします。

＜申請例＞

- ① 空気清浄機 3台 76,230（税込）を購入した場合
69,300（税抜）×2/3=46,200 補助金交付額は 46,000円となります。
- ② エアコン 1台 220,000（税込）を購入した場合
200,000（税抜）×2/3=133,333 補助金交付額は 50,000円となります。

6. 補助の対象とならない経費

以下の経費等は補助の対象となりません。また、購入内容を確認する書類（領収証等）を用意できないものは補助対象経費にはなりません。

- (1) 振込手数料
- (2) その他補助対象経費に適さないと認められるもの

7. 申請方法

感染防止対策の観点から、笠間市商工会本所に郵送で申請して下さい。なお、簡易書留など郵送物の追跡が出来る方法をご利用下さい。

◎申請書等郵送先 〒309-1611 笠間市笠間1464-3 笠間市商工会 宛

<必要書類>

- (1) 新型コロナウイルス感染予防対策支援事業補助金申請書(様式第1号)
- (2) 領収証の写し ※購入した物(明細)が確認出来るもの
- (3) 写真(消毒設備・飛沫対策費用・換気費用・衛生管理費用のうち消耗品以外の場合)
- (4) 通帳の写し(表面)
- (5) 製品パンフレット等(エアコンのみ)

8. 申請期間

令和4年2月1日(火)から令和4年2月28日(月)まで(必着)

※但し、予算額900万円に達し次第、受付を終了します。

※申請受付状況については笠間市商工会ホームページにてご確認をお願いします。

9. 申請の審査

申請期間中、受付した申請書類について、次の日程で審査会を行います。

	申請書の提出期間	審査会開催日
第1回	2月 1日(火)～2月15日(火)	2月15日(火)
第2回	2月16日(水)～2月28日(月)	3月 1日(火)

10. 補助金の交付及び確定

審査会終了後に、補助金交付兼確定通知書(様式第2号)を申請者へ送付致します。

11. 補助金の支払

審査会終了後、1週間程度で指定された口座へ振込致します。

12. 補助金の取り消し及び返還

以下のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の取り消し又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を求める場合があります。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けようとした又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定又は補助金の交付が不相当であると審査会が認めたとき。